

1. 序

水道水の汚染は、環境汚染に由来する水源起因の場合と水道システム自体に起因する場合に大別されるが、水道水中における内分泌かく乱化学物質の種類、存在量、起源等はほとんど未解明と言ってよい状況にある。農薬や樹脂添加剤等の内分泌かく乱化学物質については、食品を通じての摂取による暴露のほか、水環境を経由して水源起源の汚染物質として水道水中に含まれ、その結果として水道水の摂取による暴露がもたらされることがまず考えられる。そのため、これらの化学物質については単にその使用実態や環境中への排出量等を把握するだけでなく、水道水中における存在状況とともに、水道原水中における存在状況や浄水過程における挙動等について、その実態を詳細に把握することが把握することが重要となる。

また、水道システム自体に起因する物質としては、水道用資機材に用いられている樹脂・塗料の原材料として使用されている物質が考えられる。これらの物質が水道水中に溶出することがあるとすれば、水道システム自体に起因するものとして見過ごすことができないので、水道分野独自の問題として調査研究を行う必要がある。

一方、厚生省生活衛生局においては「内分泌かく乱化学物質の健康影響に関する検討会」を設置し、内分泌かく乱化学物質の食品、水、大気等を介した暴露による健康影響について検討課題の整理、個別物質の具体的な調査検討を行うこととしている。

以上のことから、本調査研究においては、ヒトに対して内分泌かく乱作用の疑いのある化学物質のうち、環境汚染に由来する水道起因の物質及び水道システムに起因する物質等について水道水中の存在状況等を明らかにし、同検討会における検討に資するものである。

なお、本調査研究では、内分泌かく乱作用の疑いのある化学物質に対する空気を通じた暴露についても明らかにすることを併せて目的とした。